

スポーツ安全保険[®]のあらまし

補償内容を一部改定しました。

○突然死に対する補償制度を次のとおり改定しました。
(掛金の変更はございません。)

平成22年度まで
スポーツ安全協会が運営する「共済見舞金」として、
突然死の事実に基づき180万円の見舞金を給付
※保険業法の一部改正に伴い、上記の変更をすることとなりました。何卒ご了承くださいませよう。お願い致します。
※詳しい補償内容については、P.7「7 突然死葬祭費用保険について」をご覧ください。

平成23年度より
「突然死葬祭費用保険」として、被保険者の突然死に際し、親族が負担した葬祭費用について180万円を限度として補償

目次

1	スポーツ安全保険とは	P.1
2	加入区分・掛金・補償額	P.2～P.3
3	ご加入について	P.4
4	重要事項説明書	P.5
5	傷害保険について	P.6
6	賠償責任保険について	P.6～P.7
7	突然死葬祭費用保険について	P.7
8	事故のときは	P.7
	お問い合わせ	P.8

インターネットからの加入受付を行っています。



インターネットをご利用になれますと、
24時間コンビニエンスストアで掛金をお支払いいただけます。

インターネットからの加入手続きは、
協会ホームページをご覧ください。

スポーツ安全協会

検索

追加加入の際のご注意

(注)年度内に同一団体でインターネットと加入依頼書による加入手続きを併用することはできません。年度の新規加入の際にいずれかの方法を選択し、追加加入の際には新規加入と同様の方法でお手続きください。

1 スポーツ安全保険とは

加入対象 → スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動を行う社会教育関係団体が、ご加入になります。

(財)スポーツ安全協会が契約者となり、加入手続きを行った**5名以上のアマチュアの社会教育関係団体^(注)**の構成員を被保険者(補償の対象となる方)として、東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社9社(P.8参照)との間に、**傷害保険**(スポーツ安全協会傷害保険特約付帯普通傷害保険、スポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保)及び**突然死葬祭費用担保特約**)、**賠償責任保険**(スポーツ安全協会賠償責任保険特約付帯施設賠償責任保険及びスポーツ安全協会傷害保険特約(学校管理下外担保))を一括契約した補償制度です。

(注) 社会教育関係団体とならない例

×家族だけで活動する団体 ×プロスポーツを行う団体 ×営利活動を行う団体(会員制スポーツクラブ等でも、その会員・参加者は加入できます。)



5名以上の
団体で
ご加入ください。

変わりました

傷害保険

急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償



※熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。ただし、AW区分では団体活動中とその往復中のみ対象となります。

賠償責任保険

他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害を補償



突然死葬祭費用保険

突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)に際し、親族が負担した葬祭費用を補償



※AW区分では団体活動中とその往復中のみ対象となります。

補償対象となる事故の範囲 日本国内での次の事故が対象(学校管理下を除く。)

団体での活動中

被保険者の所属する「**団体の管理下**」における団体活動中^(注)の事故

※AW区分に限り、「団体活動中及びその往復中」以外の事故も対象(熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。)

(注)詳しくはP.2の各種解説①②⑦をご覧ください。

団体活動への往復中

所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅^(注)との通常の経路往復中の事故

※自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象とはなりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。

学校管理下の活動は対象外

学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び児童福祉法に基づく保育所が組織する団体(学校部活動等)における児童、生徒、学生又は幼児の事故の場合、保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否かは、学校長の判断によります。

対象とならない例 次あげるものは「団体管理下」とはなりません。

- × ソフトボールの団体に加入をしているメンバーの数名が、個人的に任意で他のチームの練習に参加した場合
- × 自転車や陸上競技、スキーなどの団体に加入しているメンバーが、単独で練習に出かけた場合
- × 個人的な活動を兼ねてハイキングの下見に行く場合



●個人でスキーに出かけた場合

2 加入区分・掛金・補償額

入院・通院について治療日数1日目から補償されます。
※傷害保険の入・通院保険金は医療費の実費ではなく、下

一般団体の加入区分

加入対象者	補償対象となる団体活動	加入区分	年間掛金 (一人当たり)
子ども	スポーツ・文化・ボランティア・地域活動	A1	600円
中学生以下 特別支援学校 高等部の 生徒を含む。	上記団体活動に加え、個人活動も対象	AW	1,150円
高校生 以上	文化・ボランティア・地域活動、団体員の送迎、応援、準備、片付け ※ボランティア、地域活動であっても、スポーツ活動(ダンス・踊りを含む。)を行う場合は補償の対象となりません。C区分でご加入ください。 ※子どもを相手にスポーツ活動を行う大人は指導者の扱いとなり、AC区分又はC区分となります。 ※団体員の送迎の際、自動車事故によって、賠償責任を負った場合、賠償責任保険は補償の対象となりません。	A2	600円
65歳以上の方 も加入できます。	スポーツ活動(ダンス・踊りを含む) スポーツ活動の指導	C	1,600円
大人	子どものスポーツ活動(ダンス・踊りを含む。)の指導 ※高校生以上の方への指導や、大人だけのスポーツ活動は補償されません。C区分でご加入ください。 ※スポーツ活動以外の指導者はA2区分となります。 ※団体員の送迎、応援、準備、片付けも補償の対象となります。	AC	1,100円
65歳 以上	スポーツ活動(ダンス・踊りを含む) ※スポーツ活動を行わない方はA2区分となります。 平成23年4月1日と掛金の支払い手続きを行った日のいずれか遅い日の満年齢が65歳以上の方が対象です。	B	800円
全年齢	危険度の高いスポーツ活動 ※該当する種目は、下記各種解説をご覧ください。	D	9,000円

団体活動を行う
5名以上の方までご加入ください。

加入区分は加入者ごとに
ご選択ください。

短期スポーツ教室の加入区分(教室ごとに5名以上でご加入ください。)

◆インターネットをご利用になれない場合は、上記一般団体の加入区分

Web 限定 全年齢	短期スポーツ教室(開催期間3か月以内のスポーツ教室)の活動 ※対象となる条件は、下記各種解説の「⑥短期スポーツ教室とは」をご覧ください。 ※野球大会等の競技会、短期の行事・イベント、各種クラブの夏季練習会・合宿、一時的に組織された選抜チーム、トレセンなど、単に活動期間が3か月以内に限定されている活動は該当しません。	短期 スポーツ教室	600円
------------------	--	--------------	------

各種解説

① 団体管理下とは.....

団体の活動計画に基づき、指導監督者等の指示に従って団体活動を行っている間をいいます。

活動場所への集合 → 準備 → 活動 → 後片付け → 解散

※合宿中などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。

② 団体活動とは.....

日時・場所・内容等を定めた活動計画に基づいて、団体として行う活動をいいます。なお、団体の指示に基づいた次の活動を含みます。

- 被保険者が団体の代表として、団体代表者の承認を得て、国、地方公共団体、日本体育協会、日本レクリエーション協会等(加盟団体及びその傘下団体を含む。)が市区町村以上の規模で開催する各種研修会、講習会又は競技会(注)に参加する活動

(注)競技会における事故は補償されますが、別途、選抜チーム・トレセン等の管理下で実施される活動(練習・合宿等)は補償されません。その際には、選抜チーム・トレセンの団体としてご加入ください。

- 大会説明会、抽選会への出席等、団体の運営上必要な付随活動
- 昇級・昇段試験又は資格取得の各種審査会等に参加して行う活動など

③ ご加入いただける団体の例.....

地域住民により構成された文化・地域・ボランティア・スポーツ活動を行う団体(スポーツ少年団、野球チーム、婦人バレーチーム、青年団、PTAなど)、各種教室・講座、老人大学、総合型地域スポーツクラブ、会員制スポーツクラブ、一定の資格のある指導者の団体などがご加入いただけます。

④ スポーツ活動とは.....

運動競技及び身体運動(キャンプその他の野外活動を含む。)であって、心身の健全な発達を図るためにされるものをいいます。

なお、球技、武道、格闘技、水泳、陸上競技、モーター・マリンスカイスports、冬季スポーツ、レクリエーションスポーツ等の他、次の活動もスポーツ活動となります。

- 健康美容体操、エアロビクス、ジャズダンス、太極拳、ヨガ、ストレッチ体操などのフィットネススポーツ
- 社交ダンス、フォークダンス、バレエ、洋舞、日舞、阿波踊り、よさこい、よさこいソーラン、レクリエーションダンス、バントワリングなどのダンススポーツ
- ウォーキング、ハイキング、軽登山、釣り、キャンプ、サイクリングなどの野外活動(ボーイスカウト、ベンチャースカウト(高校生以上)、ローバースカウト(大学生以上)などが行う野外活動も含まれます。)

表のとおり1日当たりの定額保険金が支払われます。

変わりました

対象範囲 (学校管理下を除く。)	○：補償対象 ×：補償対象外			傷害保険金額				賠償責任保険 支払限度額 (免責金額なし)	突然死葬祭 費用保険 支払限度額
	文化活動	スポーツ活動	危険度の高い スポーツ活動	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (1日につき)	通院 (1日につき)		
団体活動中と その往復中	○	○	×	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は 1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など)
上記以外	○	○	×	2,100万円	3,150万円	5,000円	2,000円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億500万円 ただし、身体賠償は 1人 1億500万円	葬祭費用 180万円
	○	○	×	100万円	150万円	1,000円	500円	身体・財物賠償 合算 1事故 500万円	対象外
団体活動中と その往復中	○	×	×	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
	○	○	×	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円		
	○	○	×	1,000万円	1,500万円	2,500円	1,000円		
	○	○	×	600万円	900万円	1,800円	1,000円		
	○	○	○	500万円	750万円	1,800円	1,000円		

分でご加入ください。

団体活動中と その往復中	○	○	×	2,000万円	3,000万円	4,000円	1,500円	身体・財物賠償 合算 1事故 5億円 ただし、身体賠償は1人 1億円	突然死 (急性心不全 脳内出血など) 葬祭費用 180万円
-----------------	---	---	---	---------	---------	--------	--------	--	---

⑤危険度の高いスポーツ活動とは……………

次の活動をいいます。

- 山岳登山(注1) ●アメリカンフットボール ●リュージュ●ボブスレー ●スケルトン ●スカイダイビング
 - 航空機(グライダー及び飛行船を除く。)の操縦
 - 超軽量動力機(注2)の搭乗 ●ハンググライダーの搭乗(注3)
 - ジャイロプレーンの搭乗 ●その他これらに類するスポーツ活動
- (注1) 冬山登山、岩登り、沢登り、フリークライミングなど特殊な技術と経験を要するもの。(具体的には、ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの)
- (注2) モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。
- (注3) パラグライダーの搭乗はC区分となります。

⑥短期スポーツ教室とは……………

- 参加者の知識及び基礎技術の習得を目的とし、以下の条件をすべて満たす講義・講習型のスポーツ教室をいいます。
- 実施する教室ごとに、募集要項に基づいて参加者を募集している。
 - 活動場所に指導者があり、参加者を指導・監督している。
 - 予め活動場所、日時及び参加者が定められており、活動期間が3か月以内である。

⑦自宅とは……………

被保険者が居住の用に供する建物(敷地を含む。)をいいます。ただし、アパート、マンション等の共同住宅においては、ドアより内側の専用居住区画(専用使用権のある共用部分を含む。)をいい、学生寮、寄宿舎等の共同宿舍においては建物(敷地を含まない。)をいいます。

⚠ ご注意事項等

- 中途加入及び中途脱退の場合でも年間掛金を適用し、掛金の返戻はありません。また、年度途中での加入区分の変更はできません。
- この保険は同一団体で1口しか加入できません。また、複数の団体に所属されている方は、団体ごとにご加入ください。
- 入院・通院とも医療費の実費ではなく、1日当たりの定額保険金が支払われます。
- 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む。)・航空機(グライダー、飛行船及びモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む。)・船舶(人力又は風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用又は管理、狩猟に起因する賠償責任は補償の対象となりません。
- 短期スポーツ教室区分は、インターネット加入のみ受け付けております。加入依頼書ではご加入いただけません。

3 ご加入について

年度の新規加入の際に加入依頼書、インターネットのいずれかの方法を選択し、追加の際には新規加入と同様の方法でお手続きください。

加入依頼書でのお手続き

各都道府県の指定金融機関を通じ、(財)スポーツ安全協会各支部で加入受付を行っております。各支部の指定金融機関は、満期のご案内又は加入依頼書の表紙をご覧ください。

団体代表者

- ①加入依頼書(団体会員名簿を含む。)に必要事項をご記入ください。



指定銀行窓口でのお手続き

岩手県、埼玉県、愛知県は、ゆうちょ銀行でのお手続きのみとなります。

指定金融機関

- ②掛金と記入済みの加入依頼書(団体会員名簿を含む。)を指定銀行窓口にご提出ください。



加入依頼書③(代表者控)が返却されますので、大切に保管してください。

※大阪府は手続方法が異なります。満期のご案内又は加入依頼書の表紙をご覧ください。

郵便局(ゆうちょ銀行)でのお手続き

一部支部のみ取扱っております。

(郵便局(ゆうちょ銀行)窓口)

- ②加入依頼書に付属の払込取扱票を使用して、郵便局(ゆうちょ銀行)窓口で掛金を払込みください。



❗必ず(財)スポーツ安全協会各支部へご郵送ください。

- ③振替払込証明書を貼付し、加入依頼書①②(団体会員名簿を含む。)を掛金払込みの当日に(財)スポーツ安全協会支部宛にご郵送ください。
加入依頼書③(代表者控)は払込金受領証を貼付し、大切に保管してください。

インターネットでのお手続き

スポーツ安全協会のホームページよりお進みください。

団体代表者

Web

- ①「スポ安ねっと」を利用するための会員登録を行い、会員IDを取得してください。
※昨年度インターネットでご加入の場合は、昨年度加入時の会員IDを使用できます。



- ②「スポ安ねっと」にログインをし、団体会員名簿を作成してください。

- ③掛金の払込み方法をご選択ください。払込みに必要な番号を発行します。

コンビニエンスストア 又は Pay-easy

- ④7日以内に指定を行った方法で掛金及びシステム利用料を払込みください。



※掛金の振込後、加入依頼書①②が手元に残った場合は、振込んだ当日に、加入依頼書①②(団体会員名簿を含む。)を(財)スポーツ安全協会各支部宛にご郵送願います。支部住所は加入依頼書の表紙をご参照ください。

❗ 加入手続時にご注意いただきたいこと

加入手続きに不備があると、保険金が支払われないことがあります。

- ①団体会員の年齢、スポーツ活動の有無、スポーツ活動の種類、補償額及び補償範囲によって加入区分が異なります。P.2～P.3でご確認いただき、適切な加入区分でご加入ください。大人の方は特にご注意ください。また、年度途中での加入区分の変更はできません。
- ②加入依頼書によるお手続きの場合、掛金を振込み、かつ、加入依頼書の提出がないと補償が開始いたしませんので、必ず加入依頼書①②をご提出ください。指定銀行窓口以外及び郵便局(ゆうちょ銀行)でのお手続きの場合は、(財)スポーツ安全協会各支部宛に加入依頼書①②を郵送をしていただく必要がありますので、特にご注意願います。
- ③掛金の金額不足、必要事項(加入者の氏名漢字、性別、年齢など)の記入誤り、漏れがないことをご確認ください。

一般団体の加入区分でご加入の場合

平成23年4月1日午前0時より平成24年3月31日午後12時まで

ただし、加入手続日(注1)が4月1日以降の場合、加入手続日の翌日午前0時より有効(注2)ですが、終期は平成24年3月31日午後12時までです。

(注1)加入手続日とは、加入依頼書を使用し掛金を指定銀行窓口で振込み、加入依頼書①②が回収された場合は振込日を、指定銀行窓口以外、ゆうちょ銀行で振込むなど、加入依頼書を支部宛に郵送する必要がある場合は、振込日と加入依頼書送付の消印日のいずれか遅い日を指します。インターネット加入の場合は掛金の払込日を指します。

(注2)翌一括手続方式での中途加入手続きの場合、団体への入会日の翌日午前0時より有効です。

短期スポーツ教室の加入区分でご加入の場合

教室の開始日、掛金の払込完了日の翌日又は平成23年4月1日のうち最も遅い日の午前0時より有効となり、終期は教室の終了日又は平成24年3月31日のいずれか早い日の午後12時となります。

保険責任期間

加入人数

平成23年度の初回加入時には5名以上のご加入が必要です。(追加加入の際には、1名からでも手続きができます。)

中途加入 中途脱退

途中で団体会員が増えた場合には、加入依頼書をご利用の場合、新しい加入依頼書に追加加入する団体会員のみをご記入のうえ、お手続きください。インターネット加入の場合は、加入手続きより追加加入する団体会員の名簿を作成し掛金をお支払いください。中途加入をする場合でも年間掛金を適用します。また、中途脱退する場合は、掛金の返戻は行いません。(加入後の加入者の入替はできません。)

証拠書類

この保険契約の保険証券は保険契約者である(財)スポーツ安全協会に対して発行されますので、各団体及び各被保険者に対しては保険証券の発行又は保険加入や契約引受けを証明する書類の交付は行いません。

各団体は、加入手続き済みの加入依頼書③(代表者控)(インターネット加入の場合は団体会員名簿及び掛金支払時の領収書)を保険の加入を証明する証拠書類として大切に保存してください。保険金請求時に必要となります。

4 重要事項説明書

このページは加入依頼書でのご加入に特化した内容となっております。インターネットを利用して加入手続きをされる場合はお手続き時に表示される重要事項説明書をご覧ください。

制度概要・注意喚起情報のご説明

- 制度概要は、当補償制度の内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 注意喚起情報は、当補償制度に加入依頼をいただくにあたり、被保険者の方にとって不利益となる事項など、特にご注意ください。重要事項を記載したものです。お手続きいただく前に必ずお読みください。
- 本説明書は当補償制度に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「平成23年度スポーツ安全保険の解説」に記載されている保険約款等によりますが、ご不明点等については(財)スポーツ安全協会又は東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。
- 団体構成員の皆様にも本説明書の内容をご説明いただきますようお願いいたします。

制度概要の説明

1. 制度の仕組み：スポーツ安全保険は、傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険からなります。
2. 契約者：傷害保険及び賠償責任保険は、財団法人スポーツ安全協会が契約者となり、当協会に会員登録・加入依頼手続きを行った社会教育関係団体の構成員を被保険者として東京海上日動火災保険(株)を幹事会社とする損害保険会社9社(平成23年4月予定。以下同様)との間に一括契約をしています。



3. 補償期間：平成23年4月1日午前0時から平成24年3月31日午後12時まで。ただし、平成23年4月1日以降の加入手続きの場合の補償開始期は、加入手続きを行った翌日午前0時からとなり終期は平成24年3月31日午後12時までです。

4. 引受条件

- ① 加入対象者：5名以上の社会教育関係団体
- ② 補償額、掛金：補償額、掛金はP.2～P.3をご覧ください。
- ③ 被保険者：加入依頼手続きを行った際に提出をした団員名簿に記載のある方が被保険者となります。賠償責任に限り、加入者が子どもなどで責任能力がない場合は、その親権者などの法定監督義務者を被保険者とします。
- ④ ご加入のお手続き方法：掛金のお振込みと、必要事項をご記入いただいた加入依頼書(団員名簿を含む。)のご提出をいただくことで加入依頼手続きが完了します。

支部ごとに指定金融機関、手続方法が異なりますので、P.4及び満期のご案内又は加入依頼書の表紙をご覧ください。

5. 補償の内容：被保険者の所属する団体の管理下における団体活動中及び団体が指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路往復中に発生した次の事故が対象となります。(ただし、日本国内における事故に限り)詳細はP.6～P.7をご覧ください。

- ① 傷害保険：急激で偶然な外来の事故により被った傷害(熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。)並びに傷害に起因する後遺障害及び死亡
- ② 賠償責任保険：他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合
- ③ 突然死葬祭費用保険：急性心不全、脳内出血などによる、被保険者の突然死に際し、親族が葬祭費用を負担した場合。

※AW区分外、「団体活動中及びその往復中」以外の事故(熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。)も対象となります。

6. 満期返戻金、契約者配当金及び中途脱退における返戻金：この制度には、満期返戻金、契約者配当金及び中途脱退における返戻金はありません。

注意喚起情報

1. 告知義務・通知義務等

- (1) ご加入時における注意事項(加入依頼書の記載上の注意事項等)加入依頼書に必要な記載事項はご加入に関する重要な事項となりますので、正しく記載していただく必要があります。また、加入区分誤り、掛金の不足、加入依頼書の未提出などがあると、保険金が支払われないことがあります。

(2) ご加入後における留意事項

団体名、代表者情報の変更があった場合は、所定の団体情報変更ハガキを使用して変更手続きを行ってください。

(3) 次回更新加入のお引受け

保険金請求にあたり、約款に違反することがあった場合等は、次回以降の加入依頼の受付をお断りさせていただくことがありますので予めご了承ください。

2. 責任開始期

平成23年3月31日以前に加入手続きを行った場合は、平成23年4月1日午前0時から。平成23年4月1日以降に加入手続きを行った場合は、加入手続きを行った日の翌日午前0時から補償が開始されます。

3. 保険金をお支払いできない主な場合

学校管理下で行われる活動は補償対象となりません。傷害保険、賠償責任保険及び突然死葬祭費用保険の免責事由は、P.6～P.7の「保険金が支払われない主な場合」をご覧ください。

4. 保険金のご請求・お支払いについて

事故が発生した場合の手続き等についてはP.7の「事故のときは」をご覧ください。保険金のご請求にあたり、約款に定める書類のほか、各種証明または証拠となる書類を別途ご提出いただく場合があります。被保険者が保険金を請求できず、かつ、代理人がない場合は、被保険者のご家族のうち一定の条件を満たす方が、代理人として、保険金を請求できる場合があります。詳細は、P.8の「事故のお問い合わせ先」までお問い合わせください。(上記代理人規定は賠償責任保険には適用されません。)

賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に関するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。被保険者は、被害者に弁済した金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金を請求することができます(保険法第22条第2項)。

そのため、被保険者が賠償責任保険(費用保険金を除く。)をご請求できるのは、①被保険者が被害者に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合、②被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合、③被保険者の指図に基づき、保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合、のいずれかの場合に限られます。

5. 共同保険について

この保険契約は、損害保険会社9社による共同保険契約であり、東京海上日動が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、契約締結時に決定する引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。共同引受保険会社は、予告なく変更となる場合がありますので共同引受保険会社及び引受割合については東京海上日動までご照会ください。

6. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。なお、経営が破綻した場合には、スポーツ安全協会傷害保険と施設賠償責任保険のいずれも(注)「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金は原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3ヶ月間が経過するまでに発生した保険事故にかかわる保険金については100%)まで補償されます。詳細については下記の東京海上日動までご照会ください。

(注)スポーツ安全協会傷害保険の賠償責任担保条項(AW区分の「団体活動中及びその往復中」以外の部分)を含みます。

7. 個人情報の取扱いについて

(財)スポーツ安全協会は、スポーツ安全協会の加入依頼により取得した氏名、年齢、性別等の個人情報、本保険の加入受付の審査及び保険契約の締結に関する業務並びに保険期間終了時の案内等に利用するとともに、共同保険会社9社の幹事会社である東京海上日動に提供し、引受保険会社は保険金の支払等保険契約の管理・履行及びこれらに付帯するサービスの実施に利用します。なお、当協会における個人情報の保護方針等については、「(財)スポーツ安全協会ホームページ」をご覧ください。

東京海上日動火災保険株式会社

ご加入及び保険に関するご意見・ご相談

東京海上日動火災保険株式会社 担当課:公務第二部公務第一課
〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階

03-3515-4133

事故のご報告・ご相談は、本あらしP.8記載のお問い合わせ先にて承ります。
【受付時間:9:00～17:00(土日・祝日はお休みとさせていただきます)】

(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社と間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808

受付時間:平日午前9時15分～午後5時
(土・日・祝日はお休みとさせていただきます)

ご加入内容確認事項(意向確認事項)

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、当補償制度がご加入団体のご希望に合致した内容であること、ご加入いただく上で特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等を確認させていただきます。

お手数ですが、下記事項について、再度ご確認いただきますようお願いいたします。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、(財)スポーツ安全協会又は東京海上日動までお問い合わせください。

1. 当補償制度が以下の点でご希望に合致した内容となっていることをご確認ください。

- ① 保険金のお支払事由 ② お支払いする保険金の種類・補償金額 ③ 保険期間 ④ 掛金
2. 団員名簿の加入区分、氏名、性別、年齢が正しく記入されているかご確認ください。

5 傷害保険について

対象となる事故

被保険者（補償の対象となる方）が日本国内での**団体の活動中及び往復中に、急激で偶然な外来**の事故により被った傷害（熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む。）による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。
また、AW区分にご加入の場合は、上記に加えて、「団体活動中及びその往復中」以外の事故（熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒及び突然死を除く。）も対象となります。

● 団体活動中のケガ



● 団体活動への往復中、車にはねられてケガをした場合



支払われる保険金

- ① 事故の日からその日を含めて180日以内の死亡、後遺障害、入院、手術、通院が保険金支払いの対象となります。ただし、通院保険金の支払日数は、90日が限度となります。
- ② 入院・手術・通院保険金のお支払いは原則として医師の治療が必要となります。柔道整復師による施術は、医師の治療に準じて取扱います。
- ③ 後遺障害保険金は、程度によって最高額の3%~100%が支払われます。
(例) ○終身常に介護を必要とする場合 100%
○両耳の聴力を全く失った場合 80%
○一眼が失明した場合 60%
また、すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から、すでに支払われた金額を控除した残額が支払われます。
- ④ 手術の種類に応じて、入院保険金日額の10倍、20倍又は40倍が手術保険金として入院保険金に加算して支払われます。
(例) ○眼球内異物摘出術 20倍
○指移植手術 40倍
ただし、1事故につき事故の日を含めて180日以内の手術1回で、かつ入院保険金が支払われる場合に限りです。

- ⑤ 平常の生活又は業務に従事することに支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、支払われません。なお、通院しない場合においても、骨折などの傷害を被った部位を固定するために医師の指示によりギプスなどを常時装着した結果、平常の業務に従事すること又は平常の生活に著しい支障が生じたときと保険会社が認めるときは、その日数に対し、通院保険金が支払われます。
- ⑥ 入院、通院とも医療費の実費ではなく、**1日当たりの定額保険金が支払われます。**
- ⑦ 同一治療日における入院保険金と通院保険金は、重複して支払われません。
- ⑧ 入院・通院保険金が支払われる期間中、別の事故により新たにケガをされても入院・通院保険金は重複して支払われません。
- ⑨ AW区分の熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒の補償額は、「団体活動中及びその往復中」では、死亡2,000万円、後遺障害最高3,000万円、入院日額4,000円及び通院日額1,500円となり、「団体活動中及びその往復中以外」では、補償の対象となりません。
- ⑩ これらの保険金は、健康保険や他の保険からの給付、損害賠償金などと関係なく支払われます。

保険金が支払われない主な場合

- (1) 次のような事由により生じた傷害
 - ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
 - ③ 被保険者の脳疾患、疾病（**心臓疾患を含む**）、心神喪失
 - ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置（保険金の支払対象となる傷害を治療する場合を除く。）
 - ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱^{*}、放射能汚染など ※テロ行為によるケガは対象となります。
- (2) むちうち症、腰痛などで、医学的 he 覚所見のないもの
 - むちうち症、腰痛などで、医学的 he 覚所見のないもの
 - 地震・噴火又はこれらによる津波によるケガ

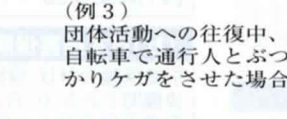


- (3) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害（ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。）
- (4) 山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害（ただし、D区分に加入の場合は、対象となります。）
- (5) AW区分の「団体活動中及び往復中」**以外**での熱中症及び細菌性・ウイルス性食中毒
- (6) 次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 - 急性心不全、脳内出血などの突然死（突然死葬祭費用保険の対象となります。）
 - 野球肩、野球肘、テニス肘、疲労骨折、関節ねずみ、タナ障害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他**急激・偶然・外来の要件を満たさない**スポーツ特有の障害
 - 成長痛、加齢に伴うもの（変形性膝関節症、変形性腰椎症など）など
- (7) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故 など

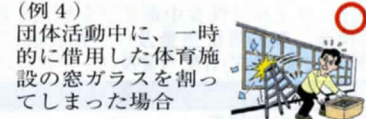
6 賠償責任保険について

対象となる事故

被保険者が日本国内での**団体の活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合に対象となります。**
また、AW区分にご加入の場合は、上記に加えて、「団体活動中及びその往復中」以外に発生した賠償事故も対象となります。
(例2) 子ども会の行事で海水浴をしている間に、子どもがおぼれて亡くなり、指導者が管理上の賠償責任を負った場合
(例3) 団体活動への往復中、自転車車で通行人とぶつかりケガをさせた場合



- (例1) 野球で打ったボールが道路走行中の他人の車に損害を与えたため、プレーヤーが損害賠償責任を負う場合
※ボールなどが飛んでくると予測される場所に駐車している車に対しての賠償責任事故などについては、車の所有者（被害者）の責任を問える場合もあり、過失相殺を適用することもあります。
- (例4) 団体活動中に、一時的に借用した体育施設の窓ガラスを割ってしまった場合



支払われる保険金

- (1) 被保険者が負担する次の賠償金または費用に対して保険金が支払われます。
 - ① 被害者に対して支払責任を負う損害賠償金
※賠償金の決定に際しましては、あらかじめ保険会社の承認が必要です。
 - ② 保険会社の書面による同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用
 - ③ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために、保険会社の書面による同意を得て支出した必要または有益な費用
 - ④ 他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使、またはすでに発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために必要・有益な手段を講じた後に賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用または保険会社の書面による同意を得て支出したその他の費用
 - ⑤ 保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用
- (2) 損害賠償金は、被害者、他の者（たとえば施設の管理者）の責任割合を勘案して決定されます。賠償事故は、加害者の一方的

- な過失によるものだけでなく、被害者自身にも過失のあるものや不可抗力によるものが多いため、**示談等については、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。**
なお、この保険には、保険会社が被害者の方との示談交渉を行う「示談代行サービス」はありません。そのため、この保険が適用されると考えられる事故が発生した場合には、東京海上日動からの助言に基づき、被保険者ご自身に被害者の方との示談交渉を進めていただくことになります。
- (3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおり保険金が支払われます。
[他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合]
他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。
[他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合]
既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。

- 法律上の賠償責任が発生しない損害
 (例1) サッカーの競技中、蹴ったボールが他のプレーヤーに当たりケガをさせた場合
 (例2) 野球でボールが相手のメガネにあたり、メガネを破損した場合
 ※スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえルールを守ってプレーをしていても、必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は、一般に法律上の賠償責任はないものと考えられます。
 なお、スポーツ以外の活動についても同様です。
 (例3) 体育館、運動場などの体育施設そのものの構造上の欠陥や管理の不備が原因で、構成員などがケガをした場合
 ※この場合、施設の管理・運営者に賠償責任が発生すると考えられるため、団体の構成員個人として賠償責任を負うケースはないものと考えられます。
- 次のような事由に起因する損害
 - 被保険者の故意
 - 被保険者又は被保険者の指図による暴行・殴打
 - 自動車(自動二輪車、原動機付自転車を含む)・航空機(グライダー、飛行船及びモーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機、パラプレーン等の超軽量動力機を含む)・船舶(人力又は風力を原動力とするものを除く)の所有、使用又は管理
 (例) 自動車で集合場所へ行く途中、自動車事故を起こして賠償責任を負った場合は、支払われません。ただし、自分のケガに対しては、傷害保険が支払われます。



(自動車保険での支払いとなります)

- ④ 狩猟
- ⑤ 地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など
- (3) 被保険者と同居する親族に対する賠償責任
- (4) 被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用又は管理する宿泊設備・体育施設をこわした場合は支払われます。)
 (例) テニスのラケット、あるいはバレーボールのネットなどを借りて過ぎてこわした場合には支払われませんが、一時的に使用している体育館の窓ガラスを割ってしまった場合は支払われます。
- (5) 被保険者の占有を離れた飲食物又は被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する損害
 (例) ハイキングに行くためにおにぎりを作ったが、それが原因で第三者が食中毒となった場合には支払われません。
- (6) 学校又は保育所の管理下における活動に起因する損害
- (7) 山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する損害(ただし、D区分に加入の場合は対象となります。)
- (8) 被保険者が、団体活動を行い、又は指導することを職務とする場合、その職務遂行に起因する損害(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、又は指導している場合を除く。)
- (9) 被保険者が公務員(ただし、体育指導委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く)として職務上遂行した業務に起因する損害
- (10) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故



など

7 突然死葬祭費用保険について

対象となる事故	被保険者が日本国内での保険期間中の団体の活動中及び往復中により突然死(※)した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。 ※突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、右記のいずれかに該当する死亡をいいます。	① 団体の活動中及び往復中の死亡 ② 団体の活動中及び往復中に顕著な体調変化が確認(※1)され、そのときから24時間以内の死亡(※2)。ただし、その顕著な体調変化に関係がある死亡に限りません。 (※1) 被保険者以外の第三者により確認されたものに限りません。 (※2) 顕著な体調変化の時から24時間経過時点まで延命または集中治療を行っていた場合での180日以内の死亡を含みます。
支払われる保険金	(1) 被保険者の親族が負担する次の葬祭費用に対して、180万円を限度として、その実額が支払われます。 <保険金の支払い対象となる葬祭費用> 通夜、祭壇、火葬、戒名料、お布施、献花、埋葬、石塔、墓石、墓地、仏壇、香典返し等、葬祭に要した一切の費用(初七日・四十九日法要などその後の費用を含みます) (2) 保険金の支払いに際し、領収証や振込明細票等、支出額・支出内容のわかる資料をご提出いただき、資料のご提出が困難な費用(お布施等)に関しては、費用負担者のご申告に基づき、保険金が支払	われます。 (3) この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合には、次のとおり保険金が支払われます。 [他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合] 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。 [他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合] 既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご契約内容に基づいて保険金が支払われます。
支払われない主な場合	(1) 次のような事由により生じた突然死 ① 被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転 ③ 被保険者の心神喪失 ④ 被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置 ⑤ 地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など (2) 学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死(ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突	然死に対しては支払われず) (3) AW区分の「団体活動中及び往復中」以外での突然死 (4) 日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故 (5) スポーツ安全保険(傷害保険)の死亡保険金として支払い対象となる死亡 (6) 生前購入された墓地、墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用 など

8 事故のときは 事故発生のご連絡が遅れたり、保険金請求書その他の必要書類のご提出がない場合には、保険金を減額してお支払いすることがあります。保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

- (1) 加入依頼書③(代表者控)は、保険の加入を証明する大切な書類であり、保険金を請求する際、必要となりますので、大切に保管してください。
- (2) 未成年者が被保険者の場合、保険金請求書及び示談書に保護者の署名捺印が必要です。

傷害保険
ケガをされたとき

速やかにハガキ(郵便ハガキでも可)で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナー(P.8)へ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。

① 団体名 ② 団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③ 負傷者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号
 ④ 会員登録番号又は加入依頼番号 ⑤ 加入手続日(振込日) ⑥ 加入区分 ⑦ 事故の日時、場所、状況
 ⑧ 傷害の内容 ⑨ 医療機関名、治療期間(見込み)

(注1) 事故のご連絡をいただきますと、ケガをされた方へ保険金の請求に必要な書類一式を直接お送りいたします。
 (注2) 保険金請求額が10万円以下で手術保険金のご請求がない場合は、保険金請求書の治療状況欄にご記入いただくことにより医師の診断書に代えることができます。

賠償責任保険
法律上の賠償責任を負うおそれのある事故を起こされたとき

速やかに電話で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナー(P.8)へ次の事項をご連絡ください。

① 団体名 ② 団体代表者の氏名、電話番号 ③ 加害者及び負傷者(物の場合は所有者など)の住所、氏名、年齢、電話番号 ④ 会員登録番号又は加入依頼番号 ⑤ 加入手続日(振込日) ⑥ 事故の日時、場所、原因、状況 ⑦ 傷害又は物の損壊(※1)の程度

(注1) 物の損壊については、事故の状況が把握できるよう現場写真や修理見積書をとっておいてください。
 (注2) 示談交渉は加害者である被保険者に行ってください。なお、示談に際しては、事前に東京海上日動と十分ご相談ください。東京海上日動の承認を得ないで示談をされた場合には、示談金額の全部又は一部を保険金としてお支払いできない場合があります。

突然死葬祭費用保険
突然死(急性心不全、脳内出血など)されたとき

速やかにハガキ(郵便ハガキでも可)で東京海上日動のスポーツ安全保険コーナー(P.8)へ次の事項をご連絡ください。インターネット加入の場合は、インターネットからも事故通知ができます。

① 団体名 ② 団体代表者の氏名(フリガナ)、電話番号 ③ 被災者の住所、氏名(フリガナ)、年齢、電話番号
 ④ 会員登録番号又は加入依頼番号 ⑤ 加入手続日(振込日) ⑥ 加入区分 ⑦ 事故の日時、場所、状況 ⑧ 死亡の原因(病名)

資料の
ご請求

加入依頼書、団体員名簿、あらし、しおり、事故通知ハガキの資料請求は、(財)スポーツ安全協会ホームページより受付けております。なお、3月、4月中の発送には多少日数がかかる場合があります。

ホームページアドレス <http://www.sportsanzen.org> または

スポーツ安全協会

検索

お急ぎの場合は、スポーツ安全協会各支部までご連絡ください。

加入のお問い合わせ先(平日のみ)スポーツ安全協会支部一覧

(住所は、加入依頼書の表紙又は満期のご案内をご覧ください。)

都道府県	支部名	電話番号	所在地
北海道	北海道支部	011(820)1709	北海道体育協会内
青森 秋田 岩手 山形 宮城 福島	青森県支部	017(782)6984	青森県体育協会内
	岩手県支部	019(648)0400	岩手県体育協会内
	宮城県支部	022(356)6066	宮城県スポーツ振興財団内
	秋田県支部	018(883)0360	秋田県体育協会内
	山形県支部	023(642)8321	山形県体育協会内
	福島県支部	024(526)4600	
	茨城県支部	029(300)4710	茨城県体育協会内
茨城 東京 栃木 神奈川 群馬 新潟 埼玉 山梨 千葉 長野	栃木県支部	028(622)7878	栃木県体育協会内
	群馬県支部	027(237)0832	群馬県体育協会内
	埼玉県支部	4月初旬まで 048(822)8950 4月初旬より 048(779)9580	埼玉県体育協会内
	千葉県支部	043(254)0075	千葉県体育協会内
	東京都支部	03(3481)2423	東京都体育協会内
	神奈川県支部	045(311)0653	神奈川県体育協会内
	新潟県支部	025(287)8080	新潟県体育協会内
	山梨県支部	055(243)3920	山梨県体育協会内
	長野県支部	026(219)2474	長野県教育委員会スポーツ課内
	静岡県	静岡県支部	054(262)3039
岐阜 三重 愛知	岐阜県支部	058(295)6360	岐阜県体育協会内
	愛知県支部	専用 052(264)4048 共用 052(264)1010	愛知県体育協会内
	三重県支部	059(372)8100	三重県体育協会内
富山 大阪 石川 兵庫 福井 奈良 滋賀 和歌山 京都	富山県支部	076(439)7090	富山県体育協会内
	石川県支部	3月末まで 076(225)1851 4月より 076(268)3100	石川県教育委員会スポーツ健康課内 石川県体育協会内
	福井県支部	0776(34)2719	福井県体育協会内
	滋賀県支部	077(523)3860	滋賀県体育協会内
	京都府支部	075(692)3459	京都府体育協会内
	大阪府支部	06(6643)5234	大阪府体育協会内
	兵庫県支部	078(332)2380	兵庫県体育協会内
	奈良県支部	0742(22)5791	奈良県体育協会内
	和歌山県支部	073(433)8390	和歌山県体育協会内
	鳥取 徳島 島根 香川 岡山 愛媛 広島 高知 山口	鳥取県支部	0857(28)1288
島根県支部		0852(21)5388	島根県体育協会内
岡山県支部		086(201)3811	岡山県体育協会内
広島県支部		082(223)7865	広島県教育委員会内
山口県支部		083(921)6185	山口県体育協会内
徳島県支部		088(655)3660	徳島県体育協会内
香川県支部		087(833)1583	香川県体育協会内
愛媛県支部		089(911)1199	愛媛県体育協会内
高知県支部		088(820)1755	高知県体育協会内
福岡 大分 佐賀 宮崎 長崎 鹿児島 熊本 沖縄		福岡県支部	092(622)5775
	佐賀県支部	0952(30)7716	佐賀県体育協会内
	長崎県支部	095(845)2926	長崎県体育協会内
	熊本県支部	096(213)9015	熊本県体育協会内
	大分県支部	097(552)0400	大分県体育協会内
	宮崎県支部	0985(55)3136	宮崎県体育協会内
	鹿児島県支部	099(813)1108	鹿児島県体育協会内
	沖縄県支部	098(857)0017	沖縄県体育協会内

加入依頼書でご加入の場合

インターネットで
ご加入の場合



0570-087109 (一般電話)
市内通話料金のご負担で通話ができます。
03-5510-0033 (携帯電話、PHS等)

事故のお問い合わせ先

保険の事故通知・保険金請求先一覧

事故時の連絡先(平日9:00~17:00)

東京海上日動 北海道スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-027
011(271)7346/FAX011(271)1328
〒060-8531 札幌市中央区大通西3-7

東京海上日動 東北スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-037
022(225)6326/FAX022(225)7157
〒980-8460 仙台市青葉区一番町4-1-25

東京海上日動 関東スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-047
03(5223)3250/FAX03(3285)0105
〒100-8050 東京都千代田区丸の内1-2-1

東京海上日動 静岡スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-059
054(254)4235/FAX054(254)4237
〒420-8585 静岡市葵区紺屋町17-1

東京海上日動 東海スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-057
052(957)8470/FAX052(957)8583
〒461-8541 名古屋市東区東桜1-14-11

東京海上日動 近畿スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-067
06(6910)5081/FAX06(6910)5378
〒540-8505 大阪市中央区城見2-2-53

東京海上日動 中・四国スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-085
082(511)9483/FAX082(511)9273
〒730-8730 広島市中区八丁堀3-33

東京海上日動 九州スポーツ安全保険コーナー
☎ 0120-789-095
092(281)8375/FAX092(281)8199
〒812-8705 福岡市博多区綱場町3-3

※事故のお問い合わせ先は上記表をご覧ください、
団体所在地のスポーツ安全保険コーナーまで
ご連絡ください。

※スポーツ安全保険コーナーは、東京海上日動火災保険株式会社の各損害サービス部内にあります。
※加入お問い合わせ先のうち、北海道支部、群馬県支部、神奈川県支部については、日、月曜日、祝日は休み。
幹事会社 東京海上日動火災保険株式会社 担当課:公務第2部公務第1課 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4 ラ・メール三番町10階 TEL.03-3515-4133

この保険の詳細は、「スポーツ安全保険の解説」に記載されている保険約款及び特約書により、ご不明な点がございましたら、(財)スポーツ安全協会又は東京海上日動火災保険(株)までおたずねください。また、団体構成員の皆様へ「スポーツ安全保険のしおり」等を配布し、本保険について周知いたたくようお願いいたします。

財団法人 スポーツ安全協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1丁目12番1号
Tel.03-5510-0022

〈共同引受保険会社(平成23年4月予定)〉※予告なく変更となる場合があります。
あいおいニッセイ同和 共栄火災 損保ジャパン 大同火災 東京海上日動
日新火災 日本興亜損保 富士火災 三井住友海上

事故が発生した際はP.7をご覧ください。